

仙台市の環境影響評価制度の概要

仙台市では、道路、発電所、大規模建築物など23種の事業を手続の対象としており、対象となる事業者は、事業の計画段階において、環境への影響について、調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民や行政から意見を聴きながら、より環境に配慮した事業計画を検討します。

仙台市の条例の特徴としては、法律や宮城県条例と比較して、対象となる事業の範囲が広いこと、事業計画の早期段階において自然環境等に関する事前調査を求めていること、工事中及び供用後の事後調査の手続を徹底していることが挙げられます。

<手続の流れ>

事前調査【事前調査書】

仙台市の植生や希少な動植物の生息・生育状況をとりまとめた「仙台市自然環境基礎調査」などの既存資料等に基づき、事業予定地周辺の環境の状況を把握します。
調査結果を踏まえ、「仙台市環境基本計画」(杜の都環境プラン)に示す環境配慮の指針との整合性を確保しながら、立地選定における環境配慮の方針を検討します。



環境影響評価項目の選定【方法書】

事前調査の結果を踏まえ、事業予定地周辺の環境や事業の特性に応じて、環境影響評価(調査・予測・評価)する項目を絞り込みます。



環境影響評価の実施【準備書・評価書】

○調査

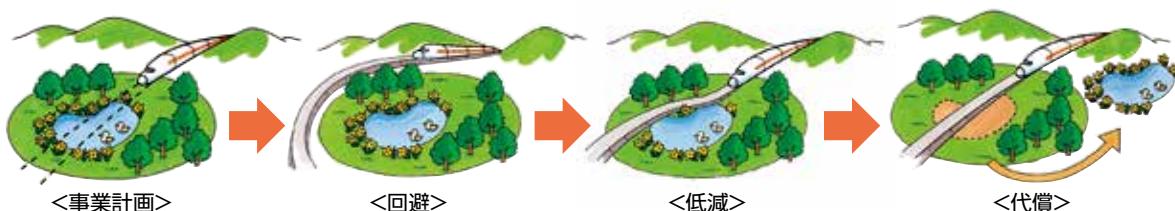
事業予定地周辺の環境の現況について、既存資料調査や現地調査などを実施します。

○予測

調査結果を踏まえ、各種の予測式や類似事例などにより、事業による環境への影響について予測します。
隣接する事業等がある場合には、当該事業との複合影響についても予測します。

○環境保全措置の検討

予測結果に基づき、環境の影響を回避・低減するための対策を検討します。
回避・低減が困難な場合には、事業の実施により損なわれる環境と同等又はそれ以上の環境の創出等(代償)を行います。



○評価

以上の結果を踏まえ、環境への影響が最大限に回避・低減又はやむを得ない場合、代償されているかを評価します。
また、環境保全に係る基準や目標との整合についても評価します。



事後調査の実施【事後調査報告書】

工事中や供用時の環境を調査し、予測・評価結果の検証を行うとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討します。